

新型コロナウイルス感染拡大と東京文化財研究所 —令和2年度の状況—

はじめに

令和2年度の東京文化財研究所の活動は、新型コロナウイルス感染症への国、東京都、文化庁の対応を踏まえつつ、第4次中期計画最終年度のまとめを含む年度計画を達成すべく工夫を凝らして行われた。

2020(令和2)年1月15日に日本で初めての新型コロナウイルス(Novel Coronavirus, COVID-19)感染者が確認された。2月1日には、那覇に寄港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号について、1月25日に香港で下船した同船の乗客が新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。ダイヤモンド・プリンセス号の乗客に対しては、厚生労働省が2月3日に横浜でも再度検疫を実施したところ、複数の乗客が感染していることが明らかとなり、同船への対応が連日、ニュースで報じられた。また、東京文化財研究所が所在する東京都は1月30日、「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して対応に取り組み、3月26日に新型インフルエンザ等対策特措法に基づき、国において新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを踏まえ、同日、同法に基づく「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避ける行動を呼びかけた。

令和2年度初めの4月4日には、東京都の1日の感染者が初めて100人を超え、4月7日に7都府県に第1回目の緊急事態宣言が発出された。しかし、4月10日には東京都の1日の感染者が199人となるなど感染が拡大し、4月16日には宣言の範囲が全国に拡大された。その後、新規感染者数の減少が見られたことで5月14日に39県で宣言解除となり、5月25日をもって全国で第一次緊急事態宣言が解除となった。

以後、11月までは感染者数が比較的抑えられていたが、12月に入って再度感染拡大の兆候が見られる。2021(令和3)年1月7日に初めて東京の1日の感染者が2000人を超え、1月8日、東京都及び近隣3県(千葉・埼玉・神奈川)に2回目の緊急事態宣言が発出された。宣言は1月14日には中部、関西、九州のそれぞれ一部の府県を含む11都府県にまで拡大し、2月28日をもって6府県で解除、3月21日をもって東京都と近隣3県でも解除となった。以上が、令和2年度末までの新型コロナウイルス感染拡大に関する、東京地方を中心とした国内の状況である。

東京文化財研究所の対応

東京文化財研究所では、国立文化財機構本部の方針により、2020(令和2)年4月7日からの緊急事態宣言下においては、自宅待機を原則とし、国内外の出張も認めないこととした。研究支援推進部、文化財情報資料部の情報システム・セキュリティ担当者部署(文化財情報研究室)、その他やむを得ず出勤する職員は、入口に設置されたアルコール消毒液での手指の消毒等感染症対策を取り、推進部室前に設置された名簿に氏名を記すことを義務付けられた。

5月25日の東京都の緊急事態宣言解除後における研究所の対応については、以下の方針が示された。

1. 職員の勤務等

- (1) 人との接触機会の5割程度低減を目的として 6月以降、当面の間、各部・センターにおける勤務態勢を調整の上、ローテーション勤務や時間単位の自宅待機を活用した勤務形態(いわゆる時短勤務)を活用し、人との接触機会の5割程度低減を目的として出勤管理を行う。また、時差出勤や自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを積極的に推進する。なお、職員が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある場合には、特別休暇で対応。家族が感染した場合には、自宅待機又は特別休暇(子の看護)で対応。
- (2) 職員の責務 ① 定期的な検温や健康記録を実施する。② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指

の消毒を徹底して実施する。③ 職員の家族等に発熱等の風邪症状が見られるときは、当該家族等の定期的な検温や健康記録を実施する。

2. 出張の取扱い

- (1) 国内出張 6月18日までの間は、原則として都道府県をまたぐ移動は認めない。6月19日以降は、職員の感染リスク及び感染拡大防止の観点から、どうしても出張や会議、打合せ等が必要かどうか、相手方と調整の上、検討するとともに、代替措置についても検討する。
- (2) 外国出張 当面の間、原則認めない。世界の新型コロナウイルス感染状況及び各国の入国制限・行動制限の状況等を勘案し、段階的に検討。

3. 会議室・セミナー室の利用

- (1) 所内会議・研究会等 当面の間、3つの密を作り出さないため、出席者が多数(20名以上)となる会議等は、原則実施しない。
- (2) 所外会議・研究会等 3つの密を作り出す可能性が高いこと及び使用前後の消毒作業が必要になることを含め、安全性を担保できないため、当面の間、原則認めない。

4. 来所者への対応

- (1) 受付において、検温を実施する。
- (2) マスクを着用していない場合は、入所を認めない。
このような勤務態勢をとり、人との接触を避けるため、作業机周囲にアクリル板を設置し、所内各所にアルコール消毒液を置くなど、職員の感染予防策がとられた。

研究所職員の勤務態勢としては、6月19日以降は、人との接触を2~3割低減することを目途に先述の方針を12月まで踏襲した。2021(令和3)年1月8日からの2度目の緊急事態宣言を受けて、通勤ラッシュを避ける等の勤務体制の調整、20時以降の残業や出張の原則禁止、イベントや会議などへのオンライン開催を検討、といった対策が採られた。3月21日をもって宣言が解除されてからも、出勤者を通常の7割減とすることが目標とされている。

令和2年度の調査研究事業への影響と対応

出張が制限されたため、特に、現地に赴いて活動することができない国際協力事業を中心に、全所的に大幅な年度計画変更を余儀なくされた。渡航可能とされる地域であっても、国境を越えるたびに一定期間の隔離が条件となるため、出張は現実的ではなく、令和2年度は海外出張が一度も実施されなかった。各部センターの業務には以下に例示するような影響が及んだ。

文化財情報資料部では、

- 1) セインズベリー日本芸術研究所との共同研究において、同地での講演会、データベースに関する協議を取りやめ。協議はオンラインに切り替えて実施。[シ01](#)
- 2) タイ所在日本製漆工品に関する調査[シ02](#)、タイ・バンコクで予定していたガラス乾板に関する研究打ち合わせを次年度以降に延期。[シ05](#)
- 3) 作業確保が難しく、令和2年度中に刊行予定だった『日本美術年鑑』令和元年版の刊行時期を次年度初めに延期。刊行済の『美術研究』(431-432号)は海外発送を見合わせ。[シ07](#)

無形文化遺産部では、

- 1) 一龍齋貞水師の実演記録を延期したが、貞水師ご逝去によりかなわなくなった。[△01](#)
- 2) 例年、当所を会場として開催してきた無形民俗文化財研究協議会をオンラインで開催。[△02](#)
- 3) 韓国無形文化遺産院との共同研究における相互の研究員受入れを中止。例年現地に赴いている、無形文化遺産の保護に関する政府間委員会にオンラインで参加。[△05](#)

保存科学研究センターでは、

- 1) 生物科学研究室で実施を予定していた研究集会を、研究者間の研究会に変更。[ホ01](#)
- 2) 文化財保護・芸術研究助成財団からの助成を受けて実施予定であった海外調査や外国人招聘を中止し、助成金を辞退。

特に影響が大きかった文化遺産国際協力センターでは、年度前半に諸事業の計画を見直し、出張せずに海外の文化遺跡保存への協力ができる体制を模索した。

- 1) 国際情報の収集・研究・発信事業について、現地に赴いて行う調査研究や研究交流がかなわず、形式を変更。世界遺産研究協議会については、意見交換をオンライン経由で開催実施し、報告書のかたちでまとめた。□01
- 2) カンボジア・アンコール遺跡群のタネイ寺院遺跡東門修復に対してオンラインによる状況確認と助言を実施。□02 ブータンの歴史的建造物保存活用事業において民家保存の意義を説くための刊行物を作成（受託文化遺産国際協力拠点交流事業）。ミャンマー・バガン遺跡の寺院外壁及び壁画の保存については、保存方法の調査、実験などを中心に実施。□03
- 3) 在外日本古美術品保存修復協力事業については、海外の美術館・博物館からのクーリエを伴わない作品輸送を行い、新たな修理対象の選定には、過去の調査成果を活用。□04
- 4) 国際研修は、従来のような海外からの受講生の招聘はせず、オンラインでの方法を模索するとともに、教材を作成。□05
- 5) 文化遺産国際協力コンソーシアムでは研究会（第27回・第28回）の形式を変更、集会形式ではなく、オンラインウェビナーとして開催、同内容の動画を配信。また、シンポジウムを中止し、代替企画として我が国の文化遺産国際協力に関する動画を作成して公開、報告書の作成を取りやめた。（受託コンソーシアム）

このように、文化遺産国際協力センターはもちろんのこと、「国際」をその名称に冠していない部・センターも多様な海外交流事業を予定していた。しかし、人の往来ができないため、シンポジウム、ワークショップ、調査などが中止・延期、あるいは実施形態の変更を余儀なくされた。各研究者が行う科学研究費補助金による調査研究も、現地への出張がかなわないなどの支障があり、次年度に予算を繰り越した研究費目が複数ある。

一方で、研究部門ではそれぞれの専門領域で、文化財保存のための新型コロナウイルス感染症への対応として、当所にできることを模索した。

保存科学研究センターでは、文化庁、国立文化財機構文化財活用センターと連携し、美術館博物館における感染症対策の相談窓口を設置し、当所ウェブサイトで広報した。2020（令和2）年4月の段階では、接触感染の予防対策として手すりやドアノブなど、来館者が接触しやすい部分のアルコール消毒が一般に推奨されたが、指定あるいは登録有形文化財となっている建造物や、露出展示した文化財も来館者が触れる可能性があることから、消毒の可否やその方法などについて、多くの問い合わせが寄せられた。

感染対策として人の接触機会の低減が求められ、劇場などの閉館や入場者制限、祭りの自粛などが行われ、それが長期化したことで、古典芸能や民俗芸能への影響も深刻になった。そこで、無形文化遺産部では5月から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による公演の中止・延期情報の収集を始め、当所ウェブサイトにて、古典芸能分野の中止・延期情報及び無形文化遺産関係者への補助金などの情報を継続的に発信している。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が古典楽器の制作者や修理者、楽器の材料などの生産者にまで及んでいる状況を伝えるため、フォーラム「伝統芸能と新型コロナウイルス」を開催し、オンラインでも配信した。

当所が所蔵する図書等の資料を閲覧に供している資料閲覧室は、新型コロナウイルス感染防止のため2020（令和2）年2月28日から臨時休室としたが、5月25日の首都圏を対象とした国の緊急事態宣言の解除を踏まえ、6月10日から段階的に公開を再開した。利用は予約制とし、時間帯ごとに利用可能な人数の上限を設けるとともに、閲覧者にはニトリル手袋の着用を依頼するなどの感染対策をとった。その後も感染状況を慎重に見極めつつ対応可能な範囲で開室し、利用者の便を図っている。

上記のように、新型コロナウイルス感染症による影響はあったが、各部・センターでは対面を伴わないウェブ会議等による交流や、人数制限や感染防止対策の強化によるイベントの開催、ウェブや刊行物等による情報発信の充実など、実施方法や内容を工夫し、第4次中期計画の最終年度の目標を達成すべく努めた。このような検討を通じて、新たな研究会の開催方法など得られたノウハウもあり、ポストコロナ時代においても一層の活用が期待される。

令和2年度広報委員（年報担当） 山梨絵美子